

入札説明書

奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務

<p>入札説明書一式</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 入札参加資格申請書（単体企業用）（様式1）記載例3. 入札参加資格申請書（JV用）（様式1）記載例4. 契約履行実績証明書（様式4）記載例5. 入札書（様式A）記載例6. 内訳書（様式A-1）記載例7. 入札書封緘例8. 委任状（様式B）記載例9. 入札辞退届（様式C）記載例10. 仕様書・付帯様式11. 契約条項（案）12. 落札者決定基準13. 提案書評価表14. 提案書作成要領	<p>添付様式一式（入札説明書綴じ込みでない）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 入札参加資格申請書（単体企業用）（様式1）2. 入札参加資格申請書（JV用）（様式1）3. 特定業務共同企業体協定書（様式2）4. 特定業務共同企業体委任状（様式3）5. 契約履行実績証明書（様式4）6. 入札書（様式A）7. 内訳書（様式A-1）8. 委任状（様式B）9. 入札辞退届（様式C）10. 入札質問票11. 資料の取扱いについて
--	--

令和6年4月

奈良県総務部デジタル管理室

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和6年4月26日

2. 競争入札に付する調達の内容

- (1) 入札物件名
奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務
- (2) 内容
奈良県ハードウェア統合基盤を構成する機器類の構築・運用業務を行う。
- (3) 期間
契 約 日 ～ 令和13年2月28日
- (4) 履行場所
奈良市登大路町30番地 奈良県総務部デジタル管理室ほか
- (5) 入札方法
総合評価一般競争入札
- (6) 予定価格
総額 1,650,244,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
年度ごと及び項目ごとの上限は、下記のとおりとします。

(単位：円、税込み)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ハードウェア 統合基盤 更改・運用業務	67,672,000	138,501,700	293,709,400	293,709,400	293,709,400	293,709,400	269,232,900

- (8) その他
詳細については、「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおりとします。なお、仕様書は、「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に関する資料の取扱いについて」を提出した者に対して提供します。
契約条件については、別紙「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務契約書（案）」を参考にしてください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当する単体企業又は特定業務共同企業体（以下「共

同企業体」という。)が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。(共同企業体の場合にあつては、共同企業体を構成する事業者(以下「共同企業体構成員」という。)のいずれもが該当すること。)
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で次の要件を満たす者
 - ア 単体企業で参加する場合
営業種目Q2「電算業務」に登録している者であること。
 - イ 共同企業体で参加する場合
 - (ア) 共同企業体の代表構成員が、営業種目Q2「電算業務」に登録している者であること。
 - (イ) 共同企業体の代表構成員を除く構成員が、営業種目O1「貸貸業務」又は営業種目Q2「電算業務」又は営業種目Q7「諸サービス」に登録している者で構成される共同企業体であること。
 - (ウ) 共同企業体協定書(分担履行型)を締結していること。
 - (エ) 共同企業体の代表構成員は、役割分担業務数が最大となる構成員であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に入札参加資格の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)
電話 0742-27-8908(ダイヤルイン)
- (4) この公告に示した調達役務を確実に履行しうる者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下に定める書類を添付した**奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る競争入札参加資格申請書(様式1)**(以下「入札参加資格申請書」という)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。(アについては、共同企業体の場合、すべての共同企業体構成員のものを提出してください。)

<添付書類>

- ア **会社の概要**(設立年月日、所在地、事業内容 等)
- イ **特定業務共同企業体協定書(様式2)**(共同企業体の場合のみ)

共同企業体の構成員間による協定書の写しを提出してください。また、共同企業体の代表者に対する**委任状(様式3)**も併せて提出してください。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限: 令和6年5月24日(金) 午後3時まで
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。)

- ・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部デジタル管理室（県庁情報管理棟1階）
電話 0742-27-8443（ダイヤルイン）
- ・調整期日：令和6年5月28日（火） 午後3時まで
（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

- ・方 法：持参又は郵送
郵送による場合は、書留郵便（簡易書留でも可）とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

<その他>

- ・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ・提出された申請書等は返却しません。

5. 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面（入札参加資格確認通知書）により通知します。（共同企業体の場合は、代表者あて通知します。）
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）以内に書面を上記4の書類の提出先に持参して説明を求めることができます。

6. 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、所定の**入札書（様式A）**及び**奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る内訳書（様式A-1）**を作成し、同じ封筒に封入封緘した上、所定の場所及び日時に入札してください。記載については別紙記載例及び入札書封緘例のとおりです。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、**委任状（様式B）**を入札と同時に提出してください。記載については別紙記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、**入札者の住所氏名欄**に入札者本人の住所氏名を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

- (5) 入札は1回を限度とします。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に係りのない県職員を立ち合わせて行います。
- (7) 入札の際には、入札参加資格確認通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、入札参加資格確認通知書の写しを入札書に同封してください。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 郵送時の入札書及び提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県総務部デジタル管理室（県庁情報管理棟1階）
電話 0742-27-8443（ダイヤルイン）
メール G0330017@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 入札説明会の方法及び期間

方法 動画配信（YouTube 限定公開）

期間 令和6年5月10日（金）～ 7月4日（木）

入札説明会動画の視聴を希望される方は、1に示す問合せ先までご連絡ください。（上記期間前にご連絡いただいた場合でも視聴可能となるのは上記期間中のみとなります。）また、入札手続き、その他入札説明書の内容に関する質問は、令和6年7月3日（水）午後3時まで電子申請、メール、電話にて受け付けます。また、電子申請URL及び仕様書の内容に関する質問については、19. その他（1）に記載のとおりです。

- (3) 提案書の提出日時

提出期限：令和6年5月31日（金） 午後3時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

- (4) 入開札の日時及び場所

令和6年7月4日（木） 午前11時

（午前10時30分より開場しますので、上記時間までに受付及び委任状の確認等を済ませていただくようお願いします。）

入札室（奈良市登大路町30番地 県庁主棟6階）

- (5) 郵便による入札

入札書等は、郵便で差し出すことができます。入札書（様式A）及び奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る内訳書（様式A-1）を封緘した封筒には、「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る入札書」と朱書きし、入札参加資格確認通知書の写しとともに、別の封筒に同封した上、書留郵便（簡易書留でも可）とし、封書の表面に「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務に係る入札書」と朱書きして、令和6年7月3日（水）午後5時までに到着するようにしてください。

8. 補足

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

入札に参加する者は、2に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、4に示す**入札参加資格申請書（様式1）**の提出時に**契約履行実績証明書（様式4）**及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）が必要です。（共同企業体にあつてはいずれかの構成員の実績で可）

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記ア又はイに該当する場合）は、免除します。また、第2項の規定に該当する担保の提供をもって代えることができます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。

履行実績の証明については、**契約履行実績証明書（様式4）**及び契約書の写し（契約相手方による契約実績を証する書類でも可）の提出が必要です。（前項の入札保証金免除に関して提出した者も改めて提出が必要です、また共同企業体にあつては代表の構成員の実績で可）なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札

詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札

ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 提案書について

- (1) 提案書は、正本1部、副本15部、付属資料16部、類似契約実績の写し1部を提出してください。
- (2) 入札参加資格申請書を提出した者が提案書の提出を辞退したい場合は、令和6年5月30日(木)までに「提案書提出辞退届」(様式任意)を提案書の提出先に提出してください。なお、提案書の提出を辞退した者が不利益になることはありません。
- (3) 提出された提案書等は一切返却いたしません。
- (4) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となります。実現が確約されることのみを表明してください。
- (5) 作成要領については別紙「提案書作成要領」記載のとおりです。

11. 選定評価委員会による質疑応答の実施

提案者による質疑応答を次のとおり実施します。なお、不参加の場合は技術点を0点とします。

- (1) 質疑応答は奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務選定評価委員会の場で実施します。
- (2) 提案書の内容についての質疑応答は概ね30分程度を予定しています。質疑内容については事前に連絡します。
- (3) 入室は各社(共同企業体の場合にあっては共同企業体構成員全体で)4名以内とし、実施者は、提案企業に所属する本業務に係るプロジェクトリーダー予定者とします。
- (4) 説明のために、パソコン(PowerPoint等)を持ち込んでの利用は禁止します。提案書を使用して質疑応答を行ってください。
- (5) 質疑応答時に資料などを配付することは禁止します。
- (6) 質疑応答の順番は、任意に決定します。
- (7) 質疑応答の実施日及び場所
実施日時及び実施場所の詳細については、令和6年6月25日(火)までに電子メール又はFAXにて通知します。(実施日は7月1日(月)から3日(水)のいずれか一日を予定しております。)

12. 落札者の決定方法等

別紙「落札者決定基準」記載のとおり。

13. 落札の通知及び公表

- (1) 落札決定通知
落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。
- (2) 落札者の公表
落札者は奈良県公報に公示します。

14. 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとし

ます。

- (3) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

15. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

16. 手続における交渉の有無

無

17. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

18. 契約の解除

契約締結後、契約者について17の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、17の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

19. その他

- (1) 仕様書の内容等に関する質問については、電子申請またはメールにて行ってください。メールにて行う場合は、別紙「奈良県ハードウェア統合基盤更改・運用業務の入札に関する質問票」（以下「質問票」という）に必要事項を記入し、以下の送付先アドレスへ送信してください。仕様書の内容等に関する質問の受付期間は、令和6年5月17日（金）午後3時までとします。仕様書の内容等に関する質問の回答については質問票を提出いただいた方全員に対し、令和6年5月23日（木）までにメールで行うとともに、奈良県総務部デジタル戦略課／管理室のホームページにも掲載します。

電子申請URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35004

送付先アドレス：G0330017@office.pref.nara.lg.jp

デジタル戦略課／管理室HP：<http://www.pref.nara.jp/10452.htm>

- (2) 入札手続に関する質問（証明書記載方法・日程確認等）については電話でも受け付けます。（7. 入札書の提出場所等（1）の番号へおかけください）
- (3) 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年6月28日奈良県告示第150号）によるものとします。
- (4) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。
- (5) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (6) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (7) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。